



第3期

美浜町 子ども・子育て 支援事業計画 [概要版]

令和7年3月
美浜町

計画の策定にあたって



1 計画策定の社会的背景

人口減少や少子高齢化の進行、女性の社会進出、コミュニティの希薄化などにより地域を取り巻く状況が大きく変化しており、すべての子どもの健やかな成長を支え、安心して子どもを産み育てることができる社会を実現するためには、地域社会全体で力を合わせて最適な子育て環境をつくり上げていくことが重要です。

美浜町では、令和2年度から5年間で計画期間とする「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て家庭に関する様々な施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この計画は、令和6年度をもって計画期間が終了することから、さらに子育て世代に優しいまちとなるよう、保育・教育サービスの充実や安全・安心の子育て環境、教育環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの推進等子ども・子育て支援を推進するため、新たに令和7年度からの「第3期子ども・子育て支援事業計画」となるものです。

また、令和4年6月には、「こども基本法」が制定され、令和5年4月から施行、それと同時に「こども家庭庁」が発足しました。

これらの制度的背景には、止まるところのない少子化の傾向の打開、そして、児童虐待や未成年者の自殺の増加などの社会問題があり、また、子どもの貧困が注目されるなど、子どもの人権を守ることへの社会的な要請が高まってきたことが挙げられます。

さらには、「こども基本法」が対象とする「こども」とは「心身の発達の過程にある者」とされており、成人年齢である18歳や20歳に必要な支援が途切れることがないよう、こども・若者育成といった視点がより一層必要とされています。

本町では、すべてのこども・若者の育ちが保障され、子どものいるすべての家庭が安心して子育てできるよう、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組と、さらなる子ども・子育て支援の取組を推進するため、「こども基本法」の理念を鑑み、「こども計画」につながるものとして「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

① 計画の法的根拠

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うための市町村計画であり、国の定める基本指針を踏まえて策定します。

② 計画の位置づけ

本計画は、本町のまちづくりの総合的指針である「第6次美浜町長期総合計画（みはまみらい2030プラン）」を子ども・若者育成の視点で具体化する分野別計画であり、「美浜町第2次地域福祉計画・第2次自殺対策計画」「日高圏域障害者プラン」など関連する他の分野別計画との調和と整合性を図り策定するものです。

さらに、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援市町村行動計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」としての位置づけも含む計画として策定するものです。

子どもの育ちや子育て家庭に対する支援の総合的な取組の基本的方向と、就学前の子どもの教育・保育事業や地域子育て支援事業の具体的な取組を示すものであり、住民をはじめ、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちや子育て家庭に対する支援に取り組むための指針となるものです。



3 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの子どもとその家庭とします。子育て支援を行政と連携・協力して行う事業者、企業、地域住民・団体等も対象になります。

4 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度の5年間で計画期間とします。ただし、子ども人口の推移や事業の進捗状況、法改正等により、計画期間内に一部事業を見直すこともあります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
本計画	→				

子ども・子育てを取り巻く現状

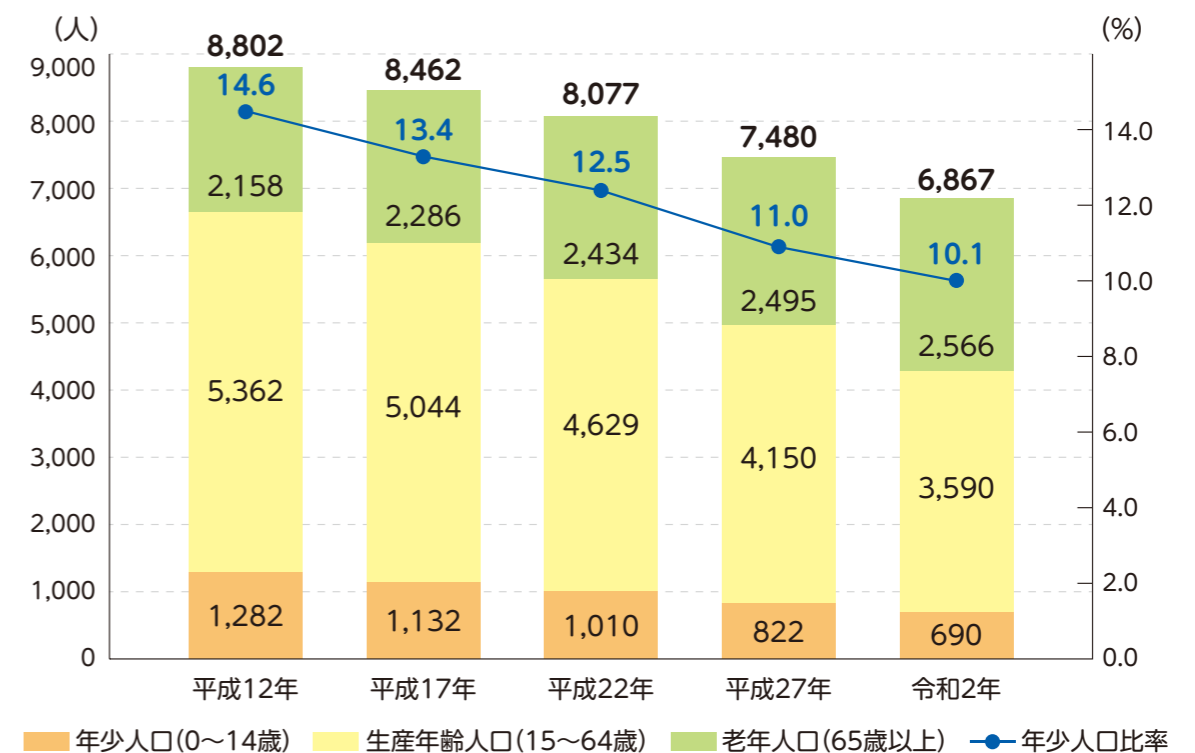


1 統計データからみる現状と課題

① 総人口と年少人口の推移

総人口は一貫して減少傾向で推移しており、平成12年の8,802人から、令和2年には6,867人に減少しています。また、年少人口（15歳未満）についても一貫して減少しており、平成12年の1,282人から、令和2年には690人に減少しています。同様に総人口に占める年少人口比率についても、同期間に14.6%から10.1%へと、4.5ポイント減少しています。

▶ 総人口（年齢3区分別）・年少人口比率の推移



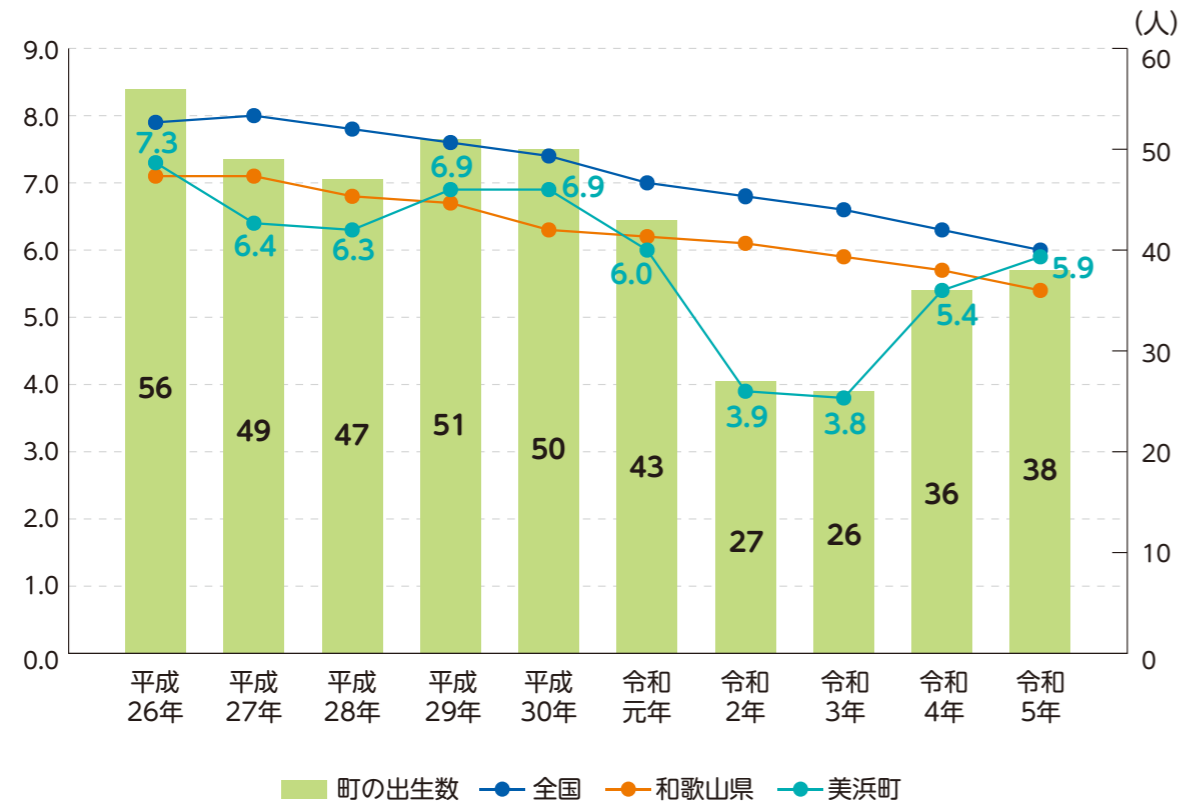
注：人口総数には、年齢不詳を含む。

資料：国勢調査（各年10月1日）

② 出生率・出生数の推移

住民基本台帳人口による出生率（人口千人あたりの出生数）についてみると、美浜町は増減を繰り返して推移しており、特に令和2年と令和3年には大幅に減少しましたが、令和5年では、5.9となっています。また、全国と比べると、一貫して低い出生率となっており、少子化につながっています。

▶ 出生率と出生数



資料：住民基本台帳

2 住民のニーズ

① 子ども・子育て支援に関するアンケート調査

本調査は、「第3期美浜町子ども・子育て支援事業計画（令和7～11年度）」を策定するにあたり、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

② 調査概要

調査対象	配布数	回収数	回収率 (%)
① 就学前児童の保護者	241	170	70.5%
② 小学生児童の保護者	269	200	74.3%
計	510	370	72.5%

③ 調査結果

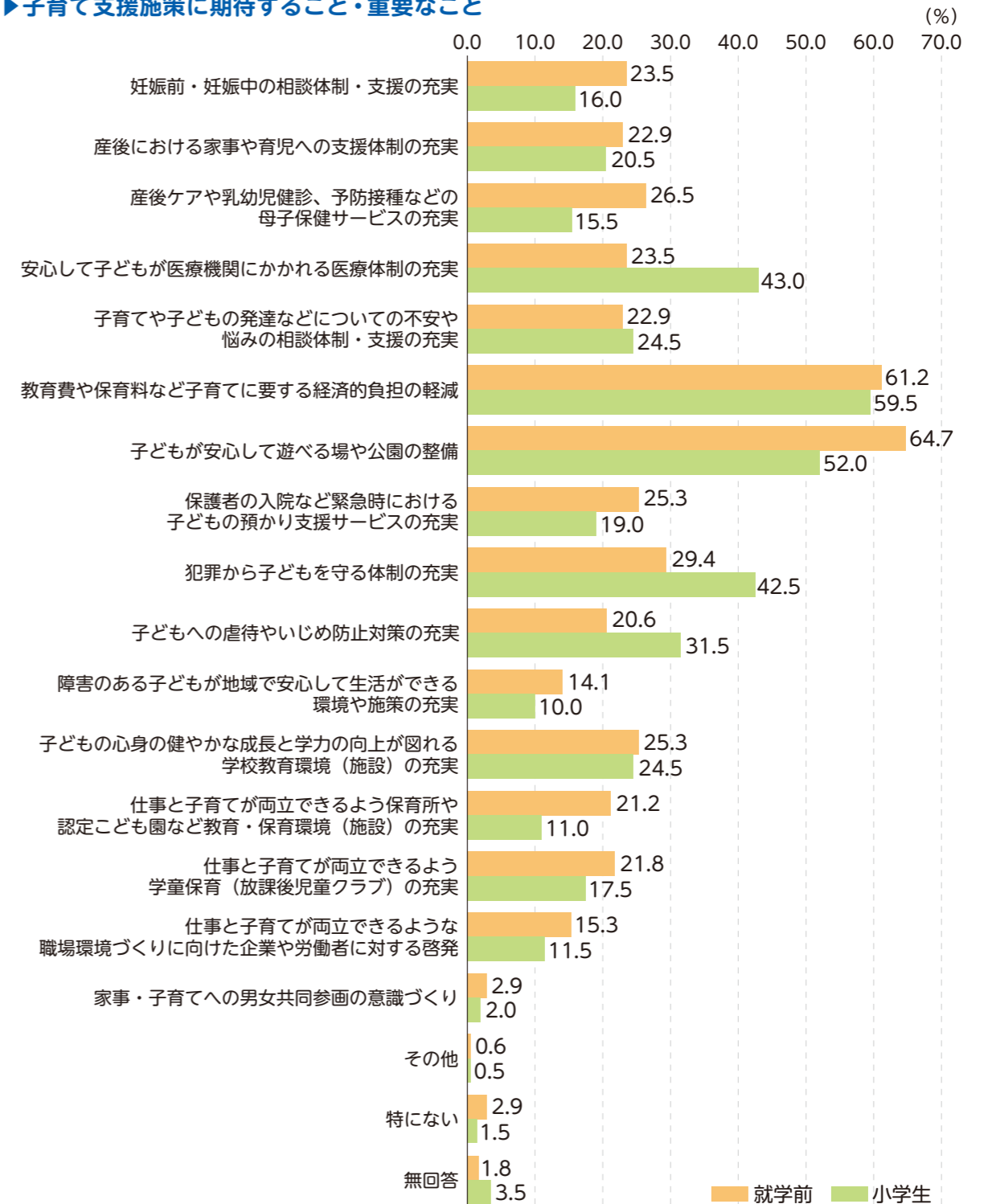
■ 子育て支援施策に期待すること・重要なこと（複数回答）

就学前調査で割合が高かった項目は、「子どもが安心して遊べる場や公園の整備」、「教育費や保育料など子育てに要する経済的負担の軽減」、「犯罪から子どもを守る体制の充実」の順となっています。

小学生調査で割合が高かった項目は、「教育費や保育料など子育てに要する経済的負担の軽減」、「子どもが安心して遊べる場や公園の整備」、「安心して子どもが医療機関にかかれる医療体制の充実」の順となっています。

就学前・小学生調査ともに「子どもが安心して遊べる場や公園の整備」「教育費や保育料など子育てに要する経済的負担の軽減」が共通で高い割合となっています。

▶ 子育て支援施策に期待すること・重要なこと



計画の基本的な考え方



1 計画の基本理念

子ども・子育て支援制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度です。必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていきける支援をめざし、取組を進めていくものです。

また、地域子ども・子育て支援事業は、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、美浜町が地域の実情に応じて実施していく支援の内容です。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、「こどもの最善の利益」が実現される地域社会をめざすとの考えを基本に、子どもの視点にたち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることが重要であることが示されています。

一方で、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、子どもと子育て家庭を取り巻く状況を踏まえた子どもの育ちと子育てを支援する環境づくりが重要となっています。

いつの時代にも子どもは「社会の宝」であり、尊い「財産」であり、未来への「希望」です。すべての子どもはかけがえのない存在として、その尊厳が守られ、また、子どもたちが心豊かな人間性を備え、伸び伸びと育っていくために、子どもの育ちにとって何が望ましいのかを第一に考えることが求められています。

こうした認識に立ち、少子化やそれに伴う子どもを取り巻く家庭や社会環境の変化の中で子どもの成長にしっかりと向き合いながら、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供等を、「美浜町子ども・子育て支援事業計画」に位置づけ、子どもの健やかな成長と子育て家庭を地域ぐるみで支援していくこととします。

美しく豊かな自然や地域の人材などの資源を生かし、地域に根ざした特色ある教育・保育を推進するとともに、子育てを支え、お互いを支え合う町民の自主的な活動の一層の活発化を促す取組をさらに進めていきます。令和5年12月22日のこども大綱では、「すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」～「こどもまんなか社会」とは、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会づくりをめざすとしています。

本町では、この計画を「こども計画」につながるものと位置づけるとともに、本計画の基本理念を家族と地域の関係に焦点をあて、次のように定めます。

子ども一人ひとりを大切に

子どもの育ちと子育てを

地域みんなで支え合うまち みはま



2 基本目標と施策

第3期子ども・子育て支援事業計画の基本目標を次のとおり定め、この基本目標に沿って施策を展開します。

基本目標1 安心して出産、育児ができる途切れのない支援の提供

安心して出産、育児ができるよう妊娠期から子育て期まで、それぞれのライフステージにおける途切れのない支援を行います。また、生涯にわたって親子がともに健康で暮らすことができるよう、母子保健対策をはじめ、健康づくり等の対策を進めます。そして、子育て家庭の保護者が子育ての悩みや不安を抱えたまま、地域の中で孤立することがないように、身近な地域における相談できる場の確保、交流の場の充実、地域と子ども・子育て家庭との関係づくりを図るなど、地域団体や地域住民等と連携し、地域全体で子どもと子育て家庭を見守り、ふれあい、支えていくことができる体制づくりを推進します。

施策1-1 途切れのない支援	(1) 母と子の一貫した健康管理
	(2) 妊婦健康診査の受診促進
	(3) 乳児家庭全戸訪問事業の推進
	(4) 乳幼児健康診査の推進、乳幼児健康診査未受診者への対策強化
	(5) 産後ケア事業の実施
	(6) こども家庭センターでの支援
	(7) 保護者の健康づくりの推進
施策1-2 相談支援体制の充実	(1) 母子保健事業を通じての乳幼児相談、発達相談等
	(2) 子育ての楽しさのPR
	(3) ホームページ、広報「みはま」の充実
施策1-3 家庭・地域での教育力の向上	(1) 保護者の学びの支援
	(2) 地域の学びの支援
	(3) 子ども関係団体の活動やスポーツ少年団活動の促進
	(4) 有害環境の浄化等の活動促進

基本目標2 子どもが心身ともに健やかに成長できる環境づくり

子どもが次代の担い手として、自らの人生の主役として夢と希望を持ち、主体的に学び、心豊かにたくましく育つことができるよう、子育て家庭の多様なニーズに対応し、就学前の教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みの計画的な達成に向けての取組を進めるとともに、質の確保を図ります。

また、義務教育9年間を見通した連続性のある教育内容の充実と魅力ある学校づくりに努めるとともに、子どもの自己肯定感が高まる環境づくりに取り組みます。

そして、思春期における心身の健康の向上のために、必要な知識や態度を身につけるとともに、情報リテラシー（情報を適切に収集、理解し、それらを有効に活用する能力）の向上や健康について前向きに考えていけるよう、思春期特有の心のケアの充実や命の大切さの理解促進に努めます。

施策2-1 教育・保育事業の充実	(1) 総合的な教育・保育の推進
	(2) 校種間の連携と交流
	(3) 食育の推進
	(4) 障害児保育の推進
施策2-2 魅力ある学校づくり	(1) 地域の特色を生かした取組の推進
	(2) 学習意欲・活用する力の向上と学習習慣の確立
	(3) 学校等の組織力と教職員の資質向上
	(4) 発達の段階に応じた系統的なキャリア教育の推進
	(5) 環境教育等の推進
	(6) ふるさと教育の推進
	(7) 学校における児童・生徒指導の推進
	(8) 自己肯定感を高める環境づくり

施策2-2 魅力ある学校づくり	(9) 施設の整備・充実
施策2-3 思春期保健対策の充実	(1) 健康について前向きに考えていけるような指導の推進
	(2) 情報活用能力の育成
	(3) 情報モラルの育成

施策4-4 子育てへの経済的支援	(1) 医療の無償化
	(2) 出産・子育て応援
	(3) 給食の無償化
施策4-5 地域全体での子どもの見守り	(1) 子どもが声をあげやすい環境づくり
	(2) 家庭教育支援チームの設置

基本目標3 配慮が必要な子どもとその家庭への支援

一人ひとりの子どもの人権が尊重され、子どもは生まれながらに権利の主体であることを社会全体に周知啓発します。自立や集団参加に向けて個別の教育的ニーズがある子どもやその家庭に対する支援を充実するとともに、いつでも子育てのことを相談できるよう、その体制や情報提供の充実を図ります。

また、児童虐待の防止、ひとり親家庭等の自立に向けた支援、障害のある子どもと家庭への各種福祉サービスの充実など、配慮を必要とする子どもと家庭を支える取組を推進します。

施策3-1 子どもの権利擁護の推進	(1) 子どもの人権問題に関する啓発・教育の推進
	(2) 児童虐待の通告義務や通告先についての周知
	(3) 対象児童・家庭の早期発見・把握
	(4) DV 防止に向けた啓発、DV 相談、DV 被害者の一時保護等の推進
施策3-2 ひとり親家庭への支援	(1) 相談・自立支援体制の充実
施策3-3 障害のある子どもとその家族への支援	(1) 障害の早期発見
	(2) 障害についての正しい知識の理解
	(3) 保護者や担任等と連携した具体的な支援
	(4) 特別支援教育の充実
	(5) 人材育成の推進
	(6) 経済的支援
施策3-4 その他福祉的な課題がある子どもと家庭への支援	(1) 課題を抱える子どもと家庭への支援

基本目標4 安全・安心に子育てができる環境づくり

すべての子育て家庭がゆとりある職業生活を送れ、家庭生活や地域生活との調和を図れるよう、ワーク・ライフ・バランスを実現する環境整備に努めます。

また、交通事故や犯罪から守られ、子どもや子育て家庭が安全・安心に暮らせる生活環境の整備を進めます。

加えて、地域における遊びや交流の場、安心して過ごすことができる居場所づくりを進めます。

さらに、子育てにかかる経済的な負担の軽減を図ります。

そして、地域全体でのネットワーク機能によって、子どもの見守りや子どもが声をあげやすい環境づくりにつながるような取組を進めます。

施策4-1 子育てと仕事の両立	(1) ワーク・ライフ・バランスの推進
	(2) 延長保育事業の推進
	(3) 一時預かり事業の推進
	(4) 病児・病後児保育の充実
	(5) 情報提供や相談支援
	(6) ファミリー・サポート・センターの機能充実
	(7) 放課後児童健全育成事業（学童保育）の充実
施策4-2 子どもの安全の確保	(1) 地域住民、地域団体等との連携による交通安全教室の開催
	(2) 登下校時の地域での子どもの見守り
	(3) 教育・保育施設等における安全対策
施策4-3 子育てに配慮した環境づくり	(1) 遊び場としての公園の確保と活用
	(2) 居場所づくり

子ども・子育て支援サービス

1 子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て支援新制度は、「量」と「質」の両面から子育てを社会全体で支えるもので、量の面では、必要とするすべての家庭が利用できる支援をめざしています。質の面では、子どもたちがより豊かに育っていける支援をめざしています。

この制度は、行政が保護者等に提供するサービスとして、子ども・子育て支援給付における「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」、「地域子ども・子育て支援事業」に大別されます。

2 教育・保育提供区域

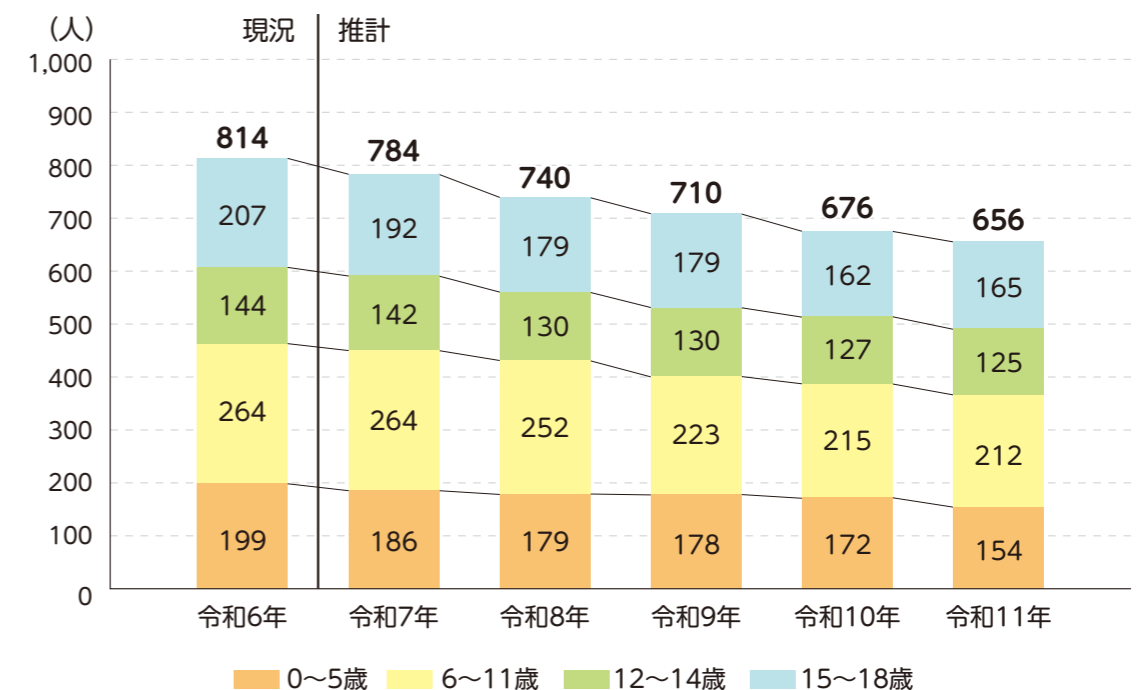
子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

美浜町においては、行政区域面積が小さいことから、教育・保育提供区域を町全域の1区域として設定します。

3 将来人口の推計

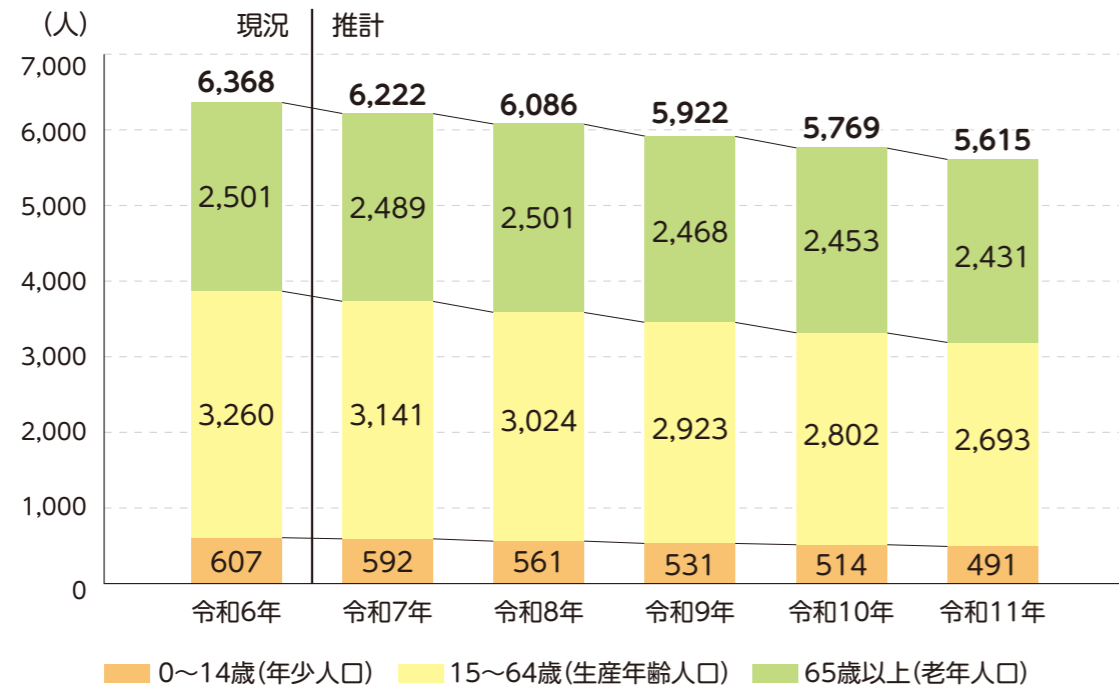
コーホート変化率法による推計では、本町の人口は減少傾向にあり、0歳から18歳までの人口も同様に減少していくと推計されています。（令和6年4月1日時点の人口を基準とした推計値）

▶子ども人口の推計



年齢3区分別の人口推移では、年少人口及び生産年齢人口は減少しており、老年人口も減少していくという結果になっています。(住民基本台帳データ、令和6年は実績値、令和7年からは推計値)

▶年齢3区分人口の推計



4 保育の必要性の認定について

認定は下記の3つの区分となります。(認定に応じて施設などの利用先が決まっていきます。)

教育・保育施設及び地域型保育事業	対象児童年齢
1号認定(認定こども園及び幼稚園)	3～5歳
2号認定(認定こども園及び保育所)	3～5歳
3号認定(認定こども園及び保育所+地域型保育事業)	0～2歳

5 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保策」を定めることとしています。本町では、先述のように町全体を1つの教育・保育提供区域とし、利用の実績やニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保策」をまとめました。

(1) 教育・保育施設の量の見込みと確保の方策

認定	見込量 確保方策		推計値					
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1号認定	見込量合計①	—	11	11	12	12	10	
	確保方策②	特定教育保育施設	ひまわりこども園	30	30	30	30	30
			こじか保育園					
		特定地域型保育事業	くろしお保育所					
		合計	30	30	30	30	30	
	過不足②-①	—	19	19	18	18	20	

認定	見込量 確保方策		推計値					
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
2号認定	見込量合計①	—	72	78	83	81	70	
	確保方策②	特定教育保育施設	ひまわりこども園	100	100	100	100	100
			こじか保育園	31	31	31	31	31
		特定地域型保育事業	くろしお保育所	12	12	12	12	12
		合計	143	143	143	143	143	
	過不足②-①	—	71	65	60	62	73	
3号認定	見込量合計①	—	83	71	66	63	59	
	確保方策②	特定教育保育施設	ひまわりこども園	37	36	36	36	36
			こじか保育園	39	39	39	39	39
		特定地域型保育事業	くろしお保育所	18	18	18	18	18
		合計	94	93	93	93	93	
	過不足②-①	—	11	22	27	30	34	

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
地域子育て支援拠点事業 (延べ利用者数/単位:人)	見込量合計①	1,295	1,103	1,015	963	910	
	確保方策②	1,295	1,103	1,015	963	910	
幼稚園における一時預かり (延べ利用者数/単位:人、日)	見込量合計①	3	4	4	4	3	
	確保方策②	3	4	4	4	3	
幼稚園以外における一時預かり	見込量合計①	65	62	62	59	53	
	確保方策②	65	62	62	59	53	
延長保育事業 (延べ利用者数/単位:人)	見込量合計①	67	65	65	62	57	
	確保方策②	67	65	65	62	57	
病児・病後児保育事業 (延べ利用者数/単位:人、日)	見込量合計①	175	168	167	161	145	
	確保方策②	175	168	167	161	145	
子育て短期支援事業 (ショートステイ) (延べ利用者数/単位:人、日)	見込量合計①	—	—	—	—	—	
	確保方策②	体制づくりと組織的な対応。					—
ファミリー・サポート・センター事業 (延べ利用者数/単位:人、日)	見込量合計①	17	19	21	23	25	
	確保方策②	17	19	21	23	25	
学童保育 (放課後児童クラブ) (年度末3月受入人数/単位:人)	低学年 1～3年生	見込量合計①	63	58	53	51	54
		確保方策②	63	58	53	51	54
	高学年 4～6年生	見込量合計①	13	12	17	19	16
		確保方策②	13	12	17	19	16
妊婦健康診査 (単位:人、回)	受診者数 (実人数)	見込量合計①	40	37	36	34	33
		確保方策②	40	37	36	34	33
	受診回数 (実人数)	見込量合計①	332	309	304	286	281
		確保方策②	332	309	304	286	281
妊婦等包括相談支援事業 (単位:回)	見込量合計①	妊娠届出数 26 1組当たり面談回数 3回 面談実施合計回数 78回	妊娠届出数 24 1組当たり面談回数 3回 面談実施合計回数 72回	妊娠届出数 24 1組当たり面談回数 3回 面談実施合計回数 72回	妊娠届出数 22 1組当たり面談回数 3回 面談実施合計回数 66回	妊娠届出数 22 1組当たり面談回数 3回 面談実施合計回数 66回	
	確保方策②	78	72	72	66	66	

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
乳児家庭全戸訪問事業 (単位:人、回)	見込量合計①	56	52	48	48	44	
	確保方策②	56	52	48	48	44	
利用者支援事業基本型 (子育て支援センター)	見込量合計①	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	
	確保方策②	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	
養育支援訪問事業 (単位:人、回)	見込量合計①	1	1	1	1	1	
	確保方策②	1	1	1	1	1	
産後ケア事業	(年・実人員/ 単位:人)	見込量合計①	3	3	3	3	3
		確保方策②	3	3	3	3	3
	(年・延べ人員/ 単位:人)	見込量合計①	15	15	15	15	15
		確保方策②	15	15	15	15	15
子育て世帯訪問支援事業 新規 (単位:人、日)	見込量合計①	-	-	-	-	-	
	確保方策②	体制づくりと組織的な対応。				-	
児童育成支援拠点事業 新規 (単位:人)	見込量合計①	-	-	-	-	-	
	確保方策②	体制づくりと組織的な対応。				-	
親子関係形成支援事業 新規 (単位:人)	見込量合計①	-	-	-	-	-	
	確保方策②	体制づくりと組織的な対応。				-	
こども誰でも通園制度 新規 (単位:人)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	0歳(対象者)	9	8	7	7	7	
	1歳(対象者)	2	2	2	1	1	
	2歳(対象者)	5	4	3	3	3	

※令和7年4月1日から「子育て世代包括支援センター」は「こども家庭センター」になります。

※ **新規** の見込量については、新規事業でこれまでの実績がなく、量を推計することが困難なため入れていません。

※ 「こども誰でも通園制度」の0歳の対象者については、6か月以上になります。

※ 「こども誰でも通園制度」は、令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置付けられます。

計画の推進

1 計画の推進にあたって

計画に基づく施策をPDCAサイクル(計画・実施・評価・改善)に基づき、総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに進捗状況を庁内で点検します。

この点検結果に基づき、子ども・子育て会議で協議しながら事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

第3期美浜町子ども・子育て支援事業計画【概要版】

編集・発行：美浜町 教育課

【美浜町役場】

〒644-0044 和歌山県日高郡美浜町和田 1138-278

電話：0738-22-4123 (代)

